

『環境へのやさしさが育む循環・共生のまち ねりま』をめざして

練馬区環境基本計画 2001-2010(改定計画)

あらし



練馬区

計画改定の考え方

練馬区では、平成5年度に、平成12年度を目標とする最初の「練馬区環境基本計画」を策定し、平成12年度には、「練馬区環境基本計画2001-2010」を策定しました。

練馬区環境基本計画2001-2010は以後、練馬区環境基本条例の制定、環境都市練馬区宣言の実施、区民環境行動方針の策定など、一定の成果をあげました。しかし、国や東京都の施策に新たな展開がみられること、京都議定書以降のさらなる取り組みを開始する時期になっていること、環境の保全を進めるために、区民・事業者の自主的な環境行動を広げ、深めることがより重要な意味を持つようになり、そのための区の施策を明確にする必要が生じていることなどを受け、この度、区は練馬区環境基本計画2001-2010の改定を行いました。

練馬区の環境面の課題

【みどりの回復】

- ・ 緑被率が減少しています。都市環境として望ましい緑被率の水準である30%の回復を目指すことが求められています。

【生き物の生息できる環境づくりと区民とのふれあい】

- ・ 生き物が生息できる環境が失われつつあります。区における生態系の実態を把握しながら、みどりの量の増加とともに、水辺の保全・創出、水循環の回復、土面の確保などをあわせて進め、多様な生き物が生息できる環境づくりを進める必要があります。
- ・ 区民が自然に親しめる場や機会を増やしていく必要があります。
- ・ “農”の環境保全機能を活かす必要があります。そのため、“農”と区民とのふれあいや地産地消の拡大などにより、農業の振興と農地の保全を一層進めることが必要です。また、環境と調和した農業を進めることが求められています。

【大気汚染・騒音などの改善への取り組み】

- ・ 自動車交通公害対策を進め、環境基準を達成している大気汚染項目については、これを維持しさらに改善を図るとともに、光化学オキシダント、道路交通騒音など、環境基準を達成していないものについては基準達成に向けて取り組みを強化していく必要があります。
- ・ 道路の整備状況などを勘案しながら、的確に環境の現状を把握するため、測定場所や項目などの監視体制を見直す必要があります。
- ・ 引き続き、工場・事業場等からの公害の防止を指導するとともに、生活型公害の解決に向けた啓発と支援を進める必要があります。
- ・ 電磁波問題、光害等、実態が十分に解明されていない問題についても、国などの検討状況を見ながら対応していく必要があります。

【ごみの排出量の削減】

- ・ “ごみ半減”をめざし、分別の徹底、プラスチック類の発生抑制の推進、区民・事業者・区の連携による生活スタイルやビジネススタイルの転換などを進めます。

【資源回収の拡大】

- ・ リサイクル活動を活発にし、資源の回収率をさらに向上させるための仕組みの拡充と適切な運用を進めていく必要があります。
- ・ 容器包装リサイクル法に基づき、不燃ごみの約半分を占めているプラスチック製の廃棄物のリサイクルをさらに推進していく必要があります。

【ごみの適切処理】

- ・ ごみの分別の徹底、散乱防止などを図るとともに、収集から、中間処理、最終処分まで適切処理を進める必要があります。

【ポイ捨て・落書き・歩行喫煙などの防止】

- ・ ポイ捨て等の防止のため、さらに区民との連携を深め、キャンペーン等の取り組みを充実させる必要があります。

【都市景観づくりの仕組みの確立】

- ・ 農地と屋敷林が一体となった郷土景観の保全など、地域特性にふさわしい街並みづくりを進めるため、都市景観づくりの仕組みを確立していくことが求められます。

【まちづくりにおける環境配慮を進めるための仕組みの的確な運用と拡充の検討】

- ・ 今後とも、環境アセスメント制度により、大規模なまちづくり事業の実施に伴う環境負荷の低減を図るとともに、まちづくり条例の地域環境配慮報告書制度などを活用して、事業者の自主的な環境配慮を促していく必要があります。
- ・ まちづくりにおける環境配慮を進める制度について、さらに研究を進め、環境問題の動向、区の特性などを考慮して、導入の必要性や内容を検討する必要があります。

【有害化学物質の適正管理】

- ・ 有害化学物質を取り扱う事業所に対し、法令等に基づいてその適正管理の徹底を指導していくことが必要とされます。

【地球温暖化、ヒートアイランド現象の防止のための足元からの行動の拡大】

- ・ 地球温暖化防止にむけて、区民一人ひとりの取り組みを促し、家庭生活や事業活動からの二酸化炭素排出量を削減する必要があります。
- ・ 集中豪雨との関係が深いといわれるヒートアイランド現象については、東京都や都心区などと連携して対策を進める必要があります。

【京都議定書以降の温室効果ガス排出削減に関する方針づくり】

- ・ 2050年までに温室効果ガス排出量を半減する方向をめざした区の方針・計画づくりを開始する必要があります。

【環境配慮行動の拡大】

- ・ 区民や事業者に対し、環境に関する情報を的確に提供し、環境学習をより体系的、総合的に推進することにより、環境保全に関する意識を高め、日常生活や事業活動において環境に配慮した行動をひろげていくための取り組みが必要となっています。

【区民・事業者・区の協働の深化】

- ・ 環境保全に関する取り組みを進めている区民および事業者と協力して、環境情報の普及や環境学習の推進を図っていくための仕組みを拡充する必要があります。

【区の施策、事務事業における環境配慮のレベルアップ】

- ・ 職員の努力に加え、区立施設の設備やその運用の改善を行って、一層の省エネルギー推進を図るなど、区の率先実行をレベルアップするとともに、それを着実に進め、区役所地球温暖化対策プランの目標達成を図る必要があります。
- ・ 環境基本条例や環境マネジメントシステムの環境方針などに基づいて、区の施策全体の環境配慮を一層推進していく必要があります。

練馬区が目指す望ましい環境像

練馬区がめざす望ましい環境の姿は、つぎのとおりです

環境へのやさしさが育む 循環・共生のまち ねりま

みどりや水と共生する、調和のとれた美しいまち

安全で健康的な生活環境のまち

資源やエネルギーを大切に使う循環のまち

みんなで循環・共生を進めるまち

計画期間に達成する目標

「環境へのやさしさが育む 循環・共生のまち ねりま」の実現に向けて、目標年次までに、つぎの状態の達成を目標にして区の施策を推進します

柱：「みどりや水と共生する、調和のとれた美しいまち」にするために

基本目標 - 1：

緑被率 30%回復に向けて、緑被率が増加傾向に転じている。

豊かな自然環境の回復と区民とのふれあいを深める道筋が確立している。

基本目標 - 2：

ポイ捨て、落書き、歩行喫煙を防止する活動が、各地域において、区民・事業者・区の協働により進められている。

調和のとれた、練馬らしい都市空間づくりを進めるための仕組みが確立している。

基本目標 - 3：

まちづくりに伴う環境負荷を抑制し、調整するための仕組みが拡充され、的確に運用されている。

柱：「安全で健康的な生活環境のまち」にするために

基本目標

自動車交通公害、産業型公害などの防止により、大気汚染等にかかる環境基準が達成、維持されさらに一層の改善が図られているとともに、さまざまな公害現象についてもその改善が進んでいる。
工場等における有害化学物質の適正管理の徹底が図られている。

柱：「資源やエネルギーを大切に使う循環のまち」にするために

基本目標 - 1：

省エネルギーの環が広がり、京都議定書によるわが国の温室効果ガス排出量削減の目標の達成やヒートアイランド現象の防止に、地域として貢献している。

地球温暖化の防止に向けたさらなる温室効果ガス削減の取り組みに着手している。

基本目標 - 2：

ごみ半減に向けて、ごみ排出量が低減している。

リサイクル活動が活発となり、資源化率が向上している。

ごみ出しルールが徹底されるとともに、ごみが適正に処理されている。

柱：「みんなで循環・共生を進めるまち」にするために

基本目標 - 1：

区民・事業者の間に環境を大切にする意識が広まり、日常の活動において環境配慮を実践する区民・事業者が増えている。

環境に関する知識や技術をもつ区民・事業者等と協力して、環境情報の普及や環境学習の推進を図るための仕組みが強化されている。

基本目標 - 2：

区の政策形成や事務事業における環境配慮が強化され、着実に進んでいる。

施策の体系

4つの施策の柱のもとに、つぎのように、練馬区の環境保全施策を体系化しました。

環境へのやさしさが育む循環・共生のまち ねりま

柱 「みどりや水と共生する、調和のとれた美しいまち」にするために

| 基本施策 | 施策 | 施策の方向 |
|-------------------|----------------------|---------------------------------------------------------------------|
| 1 豊かな自然と共生するまちにする | (1)自然を知り自然とふれあう場を増やす | 生態系の実態を把握する 生態系を守る仕組みを築く 自然とのふれあい活動を活発にする |
| | (2)みどりと水に恵まれたまちをつくる | 樹林を守る 農地を守る 宅地のみどりを増やし守る 公共のみどりを増やす みどりと水のネットワークをつくる 水循環を回復する |
| 2 調和のとれた、美しいまちにする | (1)まち美化活動を活発にする | まち美化キャンペーンを強化する まち美化活動を育てる 空き地管理の指導などを進める |
| | (2)調和のとれた都市づくりを進める | 景観に配慮した街並みをつくる 歴史や文化を継承する |
| 3 まちづくりの環境配慮を進める | (1)さまざまな制度を活用する | 環境アセスメント制度等を活用する まちづくり制度により環境の質を高める |
| | (2)まちづくりの環境配慮を広げる | まちづくり環境配慮の仕組みを充実する |

柱 「安全で健康的な生活環境のまち」にするために

| 基本施策 | 施策 | 施策の方向 |
|-------------|---------------------|-------------------------------------------------------------------------------|
| 1 公害問題を解決する | (1)環境を監視する | 環境の監視的的確に行う |
| | (2)工場などからの公害の発生を減らす | 工場等からの公害発生を未然に防ぐ 工場等の発生源を的確に指導する |
| | (3)自動車交通公害を減らす | 環境にやさしい自動車利用の普及を図る 低公害な自動車の普及を図る 自転車利用を活用する 公共交通を充実する 道路づくりにおける環境配慮を進める |
| | (4)有害物質汚染をとめる | 有害物質の適切な管理を進める 有害物質の拡散をとめる |
| | (5)都市・生活型公害問題を解決する | 都市・生活型公害問題の解決を支援する |
| | (6)さまざまな公害問題に対応する | 新たな公害問題の対策に道を開く |

柱 「資源やエネルギーを大切に使う循環のまち」にするために

| 基本施策 | 施策 | 施策の方向 |
|-----------------------|------------------------------|-----------------------------------------------|
| 1 足元からの行動で地球環境保全に貢献する | (1)地球環境保全に向け意識・行動を変える | 意識・行動を変えるための仕組みをつくる 地域における温暖化対策を計画的に進める |
| | (2)温暖化やヒートアイランド現象を防止する行動を広げる | 省エネルギー活動などを支援する 温暖化やヒートアイランド現象を防ぐまちづくりを進める |
| 2 循環型社会をつくる | (1)ごみの発生を減らす | ごみ減量に向けた仕組みを整える |
| | (2)リサイクルを進める | 資源回収の仕組みを拡充する リサイクル活動を支援する |
| | (3)ごみを適正に処理する | ごみ排出ルールを徹底する ごみ処理に係る負荷を減らす |

柱 「みんなで循環・共生を進めるまち」にするために

| 基本施策 | 施策 | 施策の方向 |
|----------------------|----------------------|-------------------------------------------------|
| 1 循環・共生を進めるための基礎を整える | (1)施策を着実に進める仕組みを充実する | 環境保全に関する枠組みを適切に運用する 環境保全に関する計画を再構築する |
| | (2)環境意識を高める | 環境情報を的確に提供する 環境学習をさかんにする |
| | (3)区民・事業者と連携しよりに取り組む | 区民・事業者主体の活動と協働する 環境保全活動の拠点を整える |
| | (4)自主的な取り組みを後押しする | 環境保全活動を進めるための条件を整備する |
| | (5)広域的な連携を推進する | 国・東京都・他区市町村等と連携する 環境保全に関してさまざまな主体と連携する |
| 2 区が率先して環境保全に取り組む | (1)環境を大切にして区の仕事を進める | 区の仕事・施設における環境配慮の質を高める 区の仕事・施設における環境配慮を着実に進める |

このような施策を展開します

美化活動団体（環境美化推進地区および環境美化活動団体）数および登録世帯数の拡大、駅前等におけるボランティア清掃組織による自主的清掃活動の促進等により、区民主体のまち美化活動を広げていきます。

また、落書き消しについては、落書きをさせないまちを目指す住民の自主的な取り組みに対する支援を広げていきます。

環境美化推進地区＝地域での美化を図るため、50世帯以上で月1回以上の清掃活動を行う地域を環境美化推進地区に指定し、清掃用具等の支援を行います。

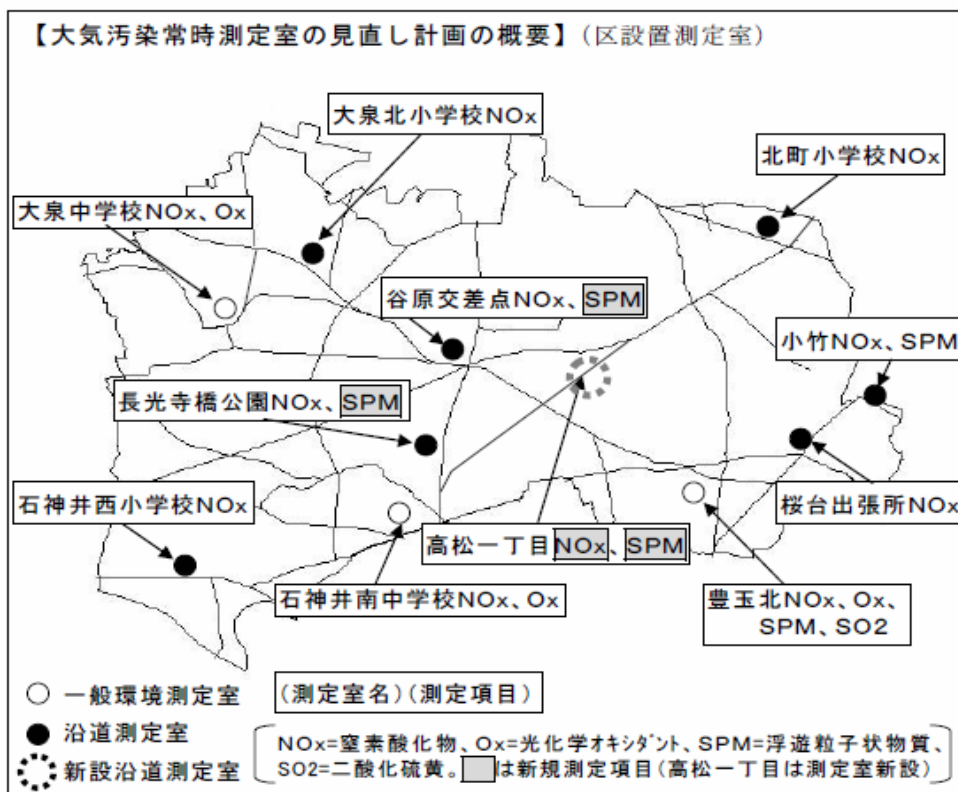
ボランティア駅前清掃＝駅前等の公共空間を「自分たちのまちは自分たちできれいにする」との考えに立って、町会・自治会、商店会、地域のボランティア団体等で清掃活動組織を結成し、定期的に清掃活動を行うもの。

区は、清掃用具等の支援を行います。



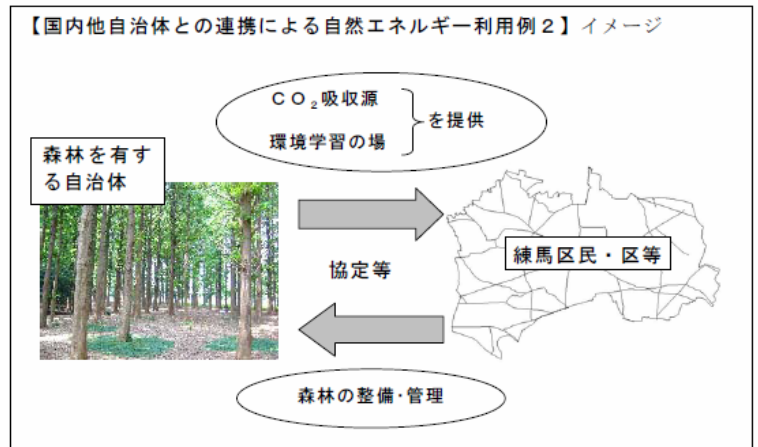
大気汚染、水質汚濁、騒音、地下水汚染、土壌汚染などの状況の監視を的確に実施し、監視データは環境報告書「ねりまのかんきょう」、ホームページなどで公表します。

大気汚染の常時測定については、道路整備の状況、交通量の変化、汚染の状況などを踏まえ、測定場所、測定項目等を的確に見直していきます。この考えに従って、沿道測定室を1か所新設して窒素酸化物・浮遊粒子状物質の測定を行うとともに、既設測定室2か所で浮遊粒子状物質の常時測定を開始します。

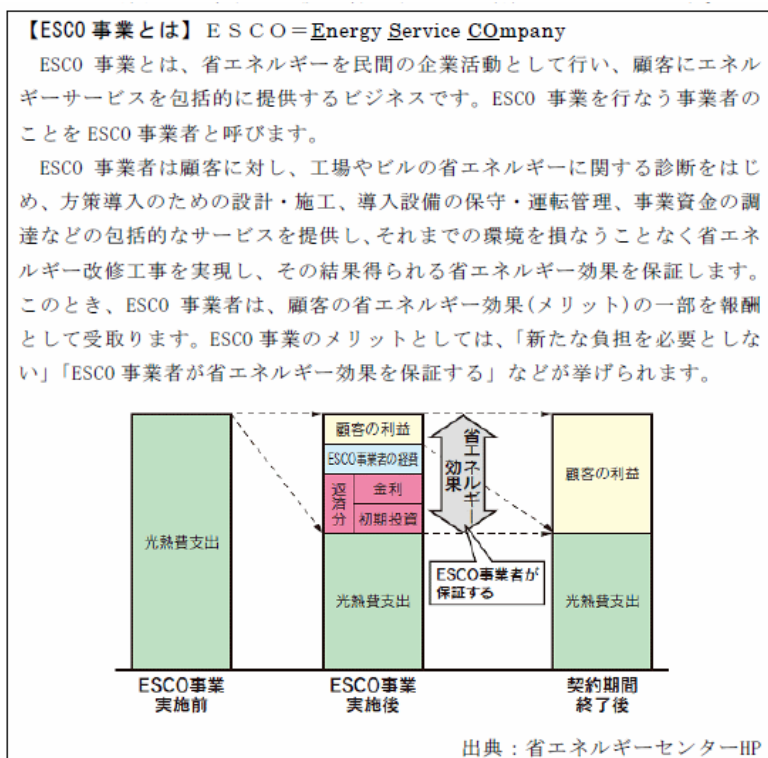


このような施策を展開します

区立少年自然の家を設置する自治体等と連携して、それらの自治体における自然エネルギー（風、太陽光、バイオマスなど）を利用して発電した電気を、区民・事業者または区が利用するモデルの研究を行います。また、それらの自治体の自然林等を練馬区が借り受け、区民とともに整備・管理することにより、二酸化炭素の吸収源として活用するとともに、区民の環境教育の場とする方策について研究します。



「区立施設改修・改築計画」との整合を図りながら、ESCO 事業の活用による省エネルギー改修を進めるとともに、(仮称)区立施設改修等省エネルギーガイドラインを策定して、区立施設の省エネルギー対策を進めていきます。



環境指標の導入

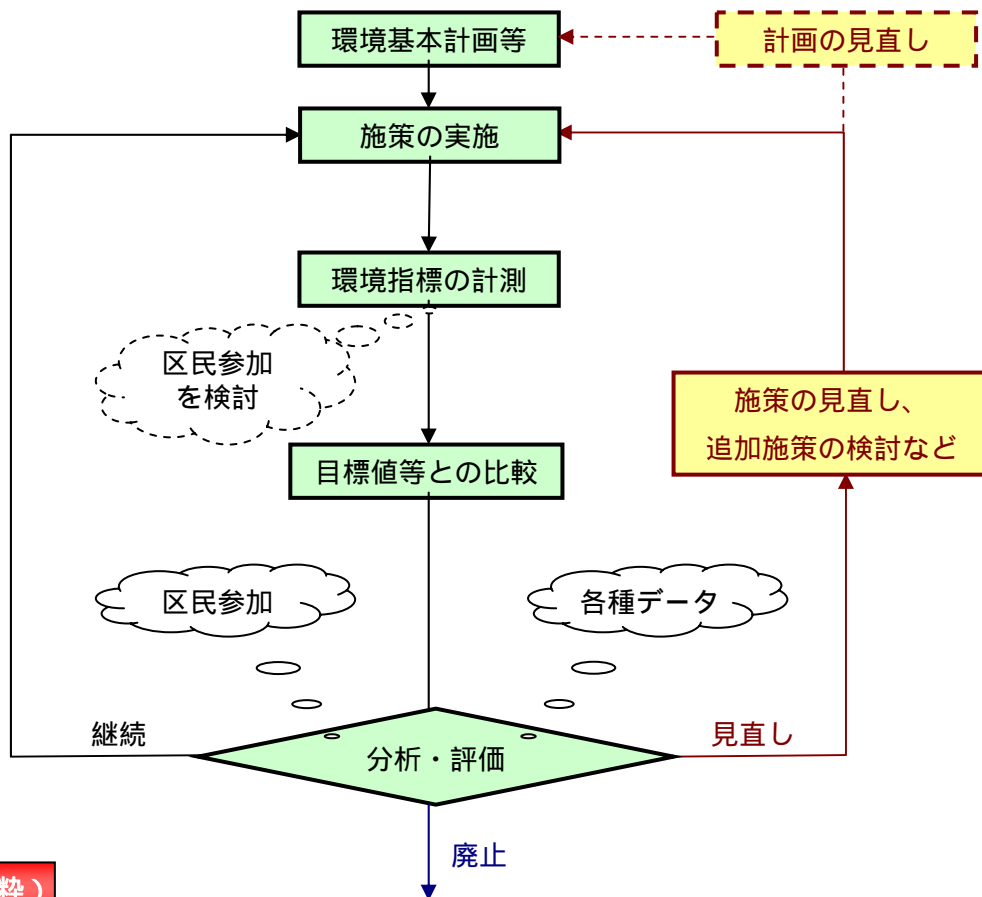
練馬区の環境の状況や環境施策の実施状況を示す代表的な指標を選び、その指標の推移を環境の状況を判定する共通のものさしとするほか、これを用いて区の施策の点検と見直しを行う試みを行います。

この代表的な指標を「環境指標」と呼びます。指標の選定に当たっては、「基本施策」ごとに設定した「基本目標」と対応するよう、それぞれひとつもしくは複数の環境指標を合計 28 個設定しました。

環境指標値の算出および指標に基づく施策等の評価は、行政評価、環境マネジメントシステム監査等を通じて行います。これらを活用しない指標については、別途、その算出と施策等の評価を行います。

指標値等の算出および施策等の評価に当たっては、区民の意見を聴き、その反映を図る仕組みを、行政評価との調整を行いながら導入します。また、指標値等および指標による施策等の評価結果は、環境報告書「ねりまのかんきょう」等で公表するとともに、練馬区環境審議会に報告します。

環境指標による施策推進のイメージ



環境指標（抜粋）

| 基本目標 | 環境指標 | 定義 | 環境指標にかかる目標(平成22年度) |
|-----------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------|---------------------------------------------|---------------------------------------------|
| 緑被率 30%回復に向けて、緑被率が増加傾向に転じている | みどりの増加量 | 区が関与した緑被面積増加量 | 58ha (H18-23年度間) |
| 自動車交通公害、産業型公害などの防止により、大気汚染等にかかる環境基準が達成、維持されさらに一層の改善が図られているとともに、さまざまな公害現象についてもその改善が進んでいる | 大気中の二酸化窒素およびSPMの環境基準適合率 | 区の大気汚染常時測定室におけるNO2、SPMの環境基準を満たした測定室の割合 | 100% 86% (18年度) 100% (17年度) |
| 省エネルギーの環が広がり、京都議定書によるわが国の温室効果ガス排出量削減の目標の達成やヒートアイランド現象の防止に、地域として貢献している | 練馬区におけるエネルギー起源二酸化炭素CO2削減量(14年度比) | 産業、民生、運輸部門のCO2排出量を推計し合計した値 | 32.7万トン-CO2 H14=210.0万トン H22=177.3万トン |
| 区民・事業者の間に環境を大切にすることが広まり、日常の活動において環境配慮を実践する区民・事業者が増えている | エコライフチェック固定10項目の実行率(普段の日) | エコライフチェックの10の環境配慮項目(22年度まで固定)について参加者の実行率を平均 | 77% 66% (18年度エコライフチェック) |

環境基本計画の推進

環境基本条例および環境審議会

区の環境保全を進める最も基礎的な枠組みである練馬区環境基本条例に定める理念や区の施策の基本的方向を実現化するために、環境基本計画や分野別の計画を定め、環境指標や環境マネジメントシステムを利用して計画の着実な推進を図ります。

環境基本条例には、区の環境基本計画および環境の保全に関する基本的事項については、環境審議会に諮問し、区民・事業者および専門家等の意見を反映した審議会答申を受け、策定等を進めることが定められています。その他必要事項についても、環境審議会の意見の反映に努めます。

マネジメントシステム

環境マネジメントシステムにより区の事務事業の実施に伴う環境負荷の着実な抑制に努めるとともに、環境保全施策の推進や環境教育の充実に活用していきます。

環境指標による進捗管理は、平成 22 年度目標を目指し、当面は環境指標として行政評価・新長期計画の成果指標を最大限活用していきます。また、現段階で分かりやすい指標が見出せない場合は、計画期間中により分かりやすい指標の導入を目指します。指標の算出、評価等に当たっては、行政評価における区民評価との調整を図りつつ、区民参加による方法を検討します。

区民・事業者との協働のための仕組み

環境保全の活動を進める区民個人や、地域団体などとの連携・協力をさまざまな制度のもとで強化、拡充します。地球温暖化対策については、区民団体、事業者団体のほか、東京都や国が設置する地球温暖化対策や省エネルギー対策を進めるための組織などの参加も得て、練馬区全体で対策を推進する協議会設立を検討します。

まちづくりにおける環境配慮を推進するための仕組み

国、東京都および区の法令、制度の内容、運用などを見ながら、今後、練馬区のまちづくりにあたっての環境配慮を進めるための制度のあり方について調査検討します。

環境施策の推進のための組織

区では、平成 17 年度から「環境まちづくり事業本部」を設置し、環境まちづくり事業本部長のもとで、環境清掃部、都市整備部、土木部の 3 部が区の事務事業を推進しています。事業本部制の利点を活かし、今後も環境を主軸にした区政の推進を図ります。

広域的な連携

地球環境問題、ヒートアイランド現象、自動車交通公害問題、水辺拠点整備などの広域的な取り組みは、国や東京都と連携協力して進めます。また、必要に応じ、国や東京都に対し、環境保全施策や制度に関し、要望等を行います。

練馬区環境基本計画 2001 - 2010 (改定計画)〔あらまし〕

平成 19 年 9 月

練馬区

〒176 - 8501 練馬区豊玉北 6-12-1

電話：03 (3993) 1111 (代表) FAX：03 (5984) 1227

メール：k-seisaku@city.neria.tokyo.jp